

薬生食監発0909第1号
平成30年9月9日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課長
(公印省略)

岐阜県における豚コレラの患畜の確認に伴う対応について

今般、岐阜県において、豚コレラの患畜が確認されたことを受け、平成30年9月9日より、輸出の可否が確認できるまでの間、輸出検疫証明書の発行を停止する旨、農林水産省から連絡がありました。

つきましては、各都道府県等においては、輸出される豚及びイノシシの肉（これらの製品を含む。）について、別途通知するまでの間、衛生証明書の発行を見合わせるようお願いします。

また、本病の発生時には、豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針（平成25年6月26日農林水産大臣公表）に基づく対策が執られるので、と畜場法第14条に基づくと畜検査において豚コレラを疑う事例があれば、速やかに畜産部局に通報を行うとともに、畜産部局へのご協力方よろしくお願いします。